特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

役員選考委員会規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下本連盟という。）の役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

（設置及び任務）

第 2 条　本連盟は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する 。

- 2　役員選考委員会は、総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

（構　成）

第 3 条　役員選考委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

- 2　理事長は、役員選考委員会の設置について理事会に諮り、委員長を指名する。
- 3　委員長は、正会員、有識者から 4 名以上 7 名以内を選考し、理事長に報告する。
- 4　委員が役員候補に選出された場合は委員を退任する。
- 5　委員会構成に当たっては、現職理事が委員の半数以上を占めない

（招集及び開催）

第 4 条　役員選考委員会は、委員長が役員の選任を行う総会の開催に先立ち開催し、開催する。

- 2　役員選考委員会の議長は委員長とする。
- 3　委員長は、役員選考委員会の開催に当たり、若干名の理事の出席を求めて意見を聴取することができる。

（選出方法）

第 5 条　役員選考委員会の決議は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって行う。

- 2　役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。

1　パラ・パワーリフティング競技を理解し、パワーリフティング発展の為に尽力できる者を候補とする。

2　候補者は満 18 歳以上とし、選考時に満 75 歳を超えてはならない。

3　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、役員としての在任期間は通算 10 年を上限とする。通算 10 年に達した者について、役員選考委員会が、スポーツ団体ガバナンスコードが定める例外に該当すると判断した場合は、2 期 4 年まで選考することができる。なお、通算 10 年に達した後、2 期（4 年）以上役員を退任した者については、新たに役員候補者として選考することができる。

4　役員は女性 40%以上、外部役員は 25%以上となるよう選考する。

5　法

6　定める欠格事由又は制限事由に該当しない者を候補とする。

（ 候補者名簿及び議事録 ）

第 6 条　役員選考委員会は、議事終了後速やかに第 5 条第 2 項（1）（2）の役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を総会に提出しなければならない。

- 2　第 5 条第 2 項（1）（2）に関し、前項と同様の手続きを経て、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

（任　期）

第 7 条　委員の任期は､選任された日から候補役員が決定する総会までとする。

（報　酬）

第 8 条　委員は、無報酬とする。

- 2　委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（改　廃）

第 9 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、令和 4 年 10 月 14 日より施行する。

この規程は、令和 8 年 9 月 7 日に改訂し、同日より施行する。